

令和7年度（2025年度）

京都田辺中央病院

看護師特定行為研修募集要項



## I. 医療法人社団 石鎚会グループ基本理念・基本方針・ビジョン

### 1. グループ理念

私たちは この地域に暮らす方々の幸せのために ともに働く仲間の幸せのために 時代と共に進化を続け 社会に貢献します

### 2. 基本方針

- 患者さんの権利を尊重し、患者さん中心の医療を提供します。
- 多職種の専門性を結集し、チーム医療に基づいた安全で質の高い医療を提供します。
- 患者さんに満足していただけるホスピタリティーを提供します。
- 地域の中核病院として、地域医療連携と救急医療を進め、地域社会に貢献します。
- 将来を担う医療人を育成します。
- 職員の多様性を尊重し、明るく働きがいのある職場づくりに努めます

### 3. ビジョン

医療法人社団石鎚会は、昭和 44 年、京田辺市に石丸医院を開院以来、地域の皆様の幅広いニーズに  
応えるべく医療・介護・福祉分野における事業を展開しています。

安心でやすらぎのある暮らしの中で、こどもから大人まで、この地域に住む全ての方々が住み慣れた街  
で生きがいをもって暮らしていけるよう、医療・介護・福祉サービスを通じて“Life Station”を形成  
し、それぞれの地域に寄り添いながら、この町に住む方々とともに歩んでいきたいと願っています。

## II. 特定行為に係る看護師の研修制度の概要

### 1. 制度創設の目的

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を養成し確保していく必要がある。

このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していく。（保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為及び同項第 4 号に規定する特定行為研修に関する省令：平成 27 年厚生労働省令第 33 号）

### 2. 特定行為とは

特定行為は、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされるものとして厚生労働省省令で定められる 21 区分 38 行為である。

### 3. 特定行為研修とは

看護師が手順書により特定行為を行う場合に特に必要とされる実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能の向上を図るための研修であり、共通科目及び区分別科目により構成される。

## Ⅲ. 京都田辺中央病院での「看護師特定行為研修」の取り組み

当院は、京田辺市およびその近郊住民の急性期から慢性期、さらには在宅現場においての医療・介護ニーズに幅広く対応し、地域社会の発展に寄与することを目的に日常診療を精力的に行っています。

団塊の世代が75歳以上となる2025年には現行の医療体制では十分に対応できないことが想定され、厚生労働省は2014年6月に「特定行為に係る看護師の研修制度」を創設し、同年10月から研修制度が開始されました。「看護師特定行為」の実際では、医師からの手順書により研修を受けた看護師自らが病状の進行を迅速に評価して、状況に応じた「特定行為」をタイムリーに実施することで、病状悪化を未然に防いで不要な医療等を回避して患者の安全を守ることができます。

当院での看護師特定行為研修は2020年4月から実施し、2024年3月までに13名の研修修了者を輩出しています。当院看護部では勤務する看護師の質の向上を目指すとともに、地域で活動を期待される看護師の人材育成に努めることを目的に、看護師特定行為研修機関として取り組んでいます。

### 1. 研修理念

世界に類を見ない超高齢化社会を向かえて、医療・介護提供体制の改革が進められていますが、昨今の臨床現場ではチーム医療が欠かせない時代となりました。高齢者での診療には医療面のみならず個々の自立した生活を支援する仕組みが必要ですが、そのためには多職種の協働が大事となります。看護師は患者に最も近い現場にいて、彼らの病状を十分に理解し、家庭状況や心理状態まで幅広く把握できる立場にあることから、チーム医療のリーダーとして最も期待されています。

看護師特定行為研修では医療安全に配慮し、在宅を含む医療現場における高度な医療推論に基づく判断力を深め、精練された専門的知識と技術が発揮できるように研修を行います。経験を積んだ看護師が自己研鑽に励み、研修を通して更なる自己成長を図り、チーム医療のキーパーソンとして活躍できることを目指します。

### 2. 研修目的

在宅を含む医療現場において、特定行為を行う看護師として、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識・技術・態度を身につけチーム医療のキーパーソンとしての役割を果たせる看護師の育成を目的とする。

### 3. 研修目標

- 1) 地域医療の現場において、患者の状態を迅速かつ包括的に評価できる臨床力、特定行為実践に係る知識、技術および態度についての基礎的能力を高める。
- 2) 患者の安心や安楽に配慮しつつ、安全に特定行為を実践できる基礎的能力を獲得する。

3) 看護師が特定行為を行う意義と役割を考え、地域医療現場において、問題解決に向けて医師を含む多職種との連携を効果的に誘導できるリーダーシップ力を養います。

#### 4. 開講する看護師特定行為研修

No.	コース名	
I	栄養（インスリンの調整含む）・感染コース	
II	パ ッ ケ ー ジ 領 域 別 研 修	
III		在宅・慢性期領域パッケージ*1
IV		術中麻酔管理領域パッケージ*2
V		集中治療領域パッケージ*3
VI		救急領域パッケージ*4
VI	選択コース：栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連（PICC）	

\*1、\*2、\*3、\*4「保健師助産師看護師法37条の2第2第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する症例の施行等について」に示される“在宅・慢性期領域パッケージ研修”、“術中麻酔管理領域パッケージ研修”、“集中治療領域パッケージ研修”、“救急領域パッケージ研修”を指す。ただし、\*3“集中治療領域パッケージ研修”に「非侵襲的陽圧換気の設定の変更」、「直接橈骨動脈穿刺法による採血」を加えたものを当院のオリジナルコースとしている。

#### 5. コースの概略

栄養（インスリンの調整含む）・感染コース	在宅看護も含め、脱水や低栄養患者、インシュリン治療中の糖尿病患者などに対し、また呼吸器、消化器、尿路、皮膚等の感染症の発生に対して全身状態をアセスメントし、電解質輸液や高カロリー輸液、血糖コントロール、抗生剤など、安全に薬剤投与量の調整が実践でき、安全で安心な療養生活が続けられるようサポートできる看護師を養成する。
在宅・慢性期領域	在宅看護も含め様々な医療の場において、気管チューブや胃腸カテーテル留置患者、褥瘡や慢性創傷が発生した患者に対し、タイムリーな器具交換、高度な創傷管理の介入で合併症・重症化を予防し、安全で安心な療養生活が続けられるようサポートできる看護師を養成する。
術中麻酔管理領域	外科系患者での術前から術後にかけて麻酔管理において、頻繁に行われる一連の医行為を、いわゆる包括的指示により担うことが可能な看護師を養成する。
集中治療領域	集中治療領域の患者ケアに関し、医師の包括的指示の下、患者の状態に即時に安全・良質な看護を提供でき、重症化の予防および早期回復への支援が出来る看護師の養成を目指す。

救急領域		迅速な対応が求められる二次または三次救急医療の現場において、初療から入院に至るまで、頻繁に行われる処置などを包括的指示の下、その役割を担うことができる看護師を養成する。
選 択 コ ー ス	PICC コ ー ス	栄養に関する特定行為修了者および栄養・感染コースと同時受講するものがそれぞれの今後のキャリアを見据え、計画的に区分別科目を追加選択し、学習できるコースである。 <u>注意：全身管理の知識・技術を学んでいることを前提とするため、区分別科目「栄養・感染コース」修了者、または同コースと同時受講する者を申請要件とする</u>

※集合授業でのグループワークやプレゼンテーションにおいては、自身の理解の獲得のみでなく、教育的な関りを学ぶことで、チーム医療推進の一翼を担う看護師を目指せる。

※区分別科目「創傷管理関連」は、S-QUE 研究会®の e-learning を受講しながら、集合授業ではディスカッションやプレゼンテーション形式などを組み込んだ講義・演習を行ないます。

## 6. 研修内容（教科目）と時間数

教育は、共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれており、講義、演習または実習によって行う。

### 1) 教育内容

#### (1) 共通科目(必須科目)

特定行為区分に共通して必要とされる能力を身につけるための科目

※共通科目は e-ラーニングを中心とした講義および演習を受講し、筆記試験に合格する必要があります。また、「臨床推論」「フィジカルアセスメント」「医療安全学」「特定行為実践」は実習において観察評価を行います。

#### 《共通科目到達目標》

- 多様な臨床場面において重要な病態の変化や疾患を包括的にいち早くアセスメントする基本的な能力を身につける
- 多様な臨床場面において必要な治療を理解し、ケアを導くための基本的な能力を身につける
- 多様な臨床場面において患者の安心に配慮しつつ、必要な特定行為を安全に実践する能力を身につける
- 問題解決に向けて多職種と効果的に協働する能力を身につける
- 自らの看護実践を見直しつつ標準化する能力を身につける

特定行為研修は、全ての特定行為区分に共通する「共通科目」と各特定行為に必要とされる能力を身につけるための「区分別科目」に分かれており、必修である共通科目と区分別科目で構成されます。研修は、講義、演習および実習によって行われます。

2) 共通科目（必修科目）

共通科目名	時間数
臨床病態生理学	30 時間
臨床推論	45 時間
フィジカルアセスメント	45 時間
臨床薬理学	45 時間
疾病・臨床病態概論	40 時間
医療安全学・特定行為実践	45 時間
小 計	250 時間

(2) 区分別科目

各特定行為に必要なとされる能力を身につけるための科目

※区分別科目は e-ラーニングを中心とした講義及び演習を受講した後、実習へ進み最終評価として筆記試験及び観察評価を実施します。

《区分別科目到達目標》

- 多様な臨床場面において当該特定行為を行うための知識、技術及び態度の基礎を身につける
- 多様な臨床場面において医師又は歯科医師から手順書による指示を受け、実施の可否の判断、実施及び報告の一連の流れを適切に行うための基礎的な実践能力を身につける

【栄養（インスリンの調整含む）・感染コース】

特定行為区分名	区分別科目	研修時間	
		時間数	症例数
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	（共通）栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連の基礎知識	6	—
	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	4	5
	脱水症状に対する輸液による補正	4	5
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	（共通）血糖コントロールに係る薬剤投与関連の基礎知識	6	—
	インスリンの投与量の調整	7	5
感染に係る薬剤投与関連	（共通）感染に係る薬剤投与関連の基礎知識	15	
	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時投与	10	5

【在宅・慢性期領域】

特定行為区分名	区分別科目	研修時間	
		時間数	症例数
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	（共通）呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	4	—

	気管カニューレの交換	4	5
ろう孔管理関連	(共通) 瘻孔管理関連の基礎知識	12	
	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換	4	5
創傷管理関連	(共通) 創傷管理関連の基礎知識	12	
	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去	14	5
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	(共通) 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連の基礎知識	6	
	脱水症状に対する輸液による補正	5	5

【術中麻酔管理領域】

特定行為区分名	区分別科目	研修時間	
		時間数	症例数
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	(共通) 呼吸器（気道確保に係るもの）関連の基礎知識	4	—
	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	5	5
呼吸器（人口呼吸療法に係るもの）関連	(共通) 呼吸器（人口呼吸療法に係るもの）関連の基礎知識	5	—
	侵襲的陽圧換気の設定の変更	4	5
	人工呼吸器からの離脱	4	5
動脈血液ガス分析関連	(共通) 動脈血液ガス分析関連の基礎知識	5	
	直接動脈穿刺法による採血	4	5
	橈骨動脈ラインの確保	4	5
栄養および水分管理に係る薬剤投与関連	共通) 栄養および水分管理に係る薬剤投与関連の基礎知識	7	
	脱水症状に対する輸液による補正	4	5
術後疼痛管理関連	共通) 術後疼痛管理関連の基礎知識	5	
	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与および投与量の調整	3	5
循環動態に係る薬剤投与関連	共通) 循環動態に係る薬剤投与関連の基礎知識	8	
	持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整	3	5

【集中治療領域】

特定行為区分名	区分別科目	研修時間	
		時間数	症例数
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	（共通）呼吸器（気道確保に係るもの）関連の基礎知識	4	—
	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	5	5
呼吸器（人口呼吸療法に係るもの）関連	（共通）呼吸器（人口呼吸療法に係るもの）関連の基礎知識	5	—
	侵襲的陽圧換気の設定の変更	4	5
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	4	5
	人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整	4	5
	人工呼吸器からの離脱	4	5
循環器関連	（共通）循環器関連の基礎知識	4	
	一時的ペースメーカーの操作及び管理	3	5
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル）管理	（共通）栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル）管理の基礎知識	3	
	中心静脈カテーテルの抜去	4	5
動脈血液ガス分析関連	（共通）動脈血液ガス分析関連の基礎知識	5	
	直接動脈穿刺法による採血	4	5
	橈骨動脈ラインの確保	4	5
循環動態に係る薬剤投与関連	（共通）循環動態に係る薬剤投与関連の基礎知識	11	
	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整	3	5
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整	3	5
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整	3	5

【救急領域】

特定行為区分名	区分別科目	研修時間	
		時間数	症例数
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	（共通）呼吸器（気道確保に係るもの）関連の基礎知識	4	—
	経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整	5	5



呼吸器（人口呼吸療法に係るもの） 関連	（共通）呼吸器（人口呼吸療法に係るもの） 関連の基礎知識	13	—
	侵襲的陽圧換気の設定の変更	4	5
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更	4	5
	人口呼吸管理がなされている者に対する鎮 静薬の投与量の人工呼吸器からの離脱	4	5
動脈血液ガス分析関連	（共通）動脈血液ガス分析関連の基礎知識	5	
	直接動脈穿刺法による採血	4	5
	橈骨動脈ラインの確保	4	5
栄養および水分管理に係る薬剤投与 関連	（共通）栄養および水分管理に係る薬剤投 与関連の基礎知識	7	
	脱水症状に対する輸液による補正	4	5
精神及び神経症状に係る薬剤投与関 連	（共通）精神及び神経症状に係る薬剤投与 関連の基礎知識	11	
	抗けいれん剤の臨時的投与	4	5

【選択コース】

※申請要件：区分別科目「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」修了者、又は栄養・感染コースと同  
時受講する者

特定行為区分名	区分別科目	研修時間	
		時間数	症例数
栄養に係るカテーテル管理（末梢 留置型中心静脈注射用カテーテル 管理）関連（PICC）	（共通）栄養に係るカテーテル管理（末梢留 置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連の 基礎知識	3	—
	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿 入	5	5

※症例について、法人外職員は自施設で展開していただくことがあります。

## 2) 受講の免除について

指定研修機関において既に履修した共通科目については、当該科目の履修免除について特定行為研修管理委員会で認められた場合、その時間数の一部を免除することができます。

上記に該当し、受講免除を希望される方は、出願時に申し出てください。

選考時に受講免除の可否を決定いたします。

〈提出書類〉

- (1) 既修得科目履修免除申請書(様式 6)
- (2) 他指定研修機関において履修した科目を修得したことを証明する書類(修了証等)
- (3) (2)に掲げる受講項目の内容を記載した書類(シラバス等)

## 3) 実効性確保について

講義教材にeラーニングを使用することで、働きながらも受講時間の確保をしやすくなる。また、受講時間は勤務扱いの研修なので、給与面で不利益を被ることもなくなる。

## 4) 修了要件 (以下の各号をすべて満たしていること)

本研修を修了するためには、次の条件を満たす必要がある。

- (1) 共通科目を全て履修し、筆記試験もしくは観察評価に合格すること
  - (2) (1) 修了後、区分別科目を履修し、筆記試験及び実技試験・実習観察評価に合格すること
- ※なお、特定行為研修修了後は、修了した特定行為区分ごとの修了証を交付し、研修修了者の名簿を厚生労働省に提出する。

## 7. 研修期間と研修時間及び募集時期

### 1) 研修期間：12ヶ月間(4月開講)

共通科目 4ヶ月(4月～7月)

共通科目を履修後に区分別科目を受講開始する(7月～3月)

※ 研修期間の延長が必要な場合の対応については、別途定める。

### 2) 研修時間：1コマの講義時間 e-ラーニング：60分(確認テスト含む)

演習・実習：60分(グループワーク含む)

### 3) 募集期間：年1回

## 8. 研修場所

医療法人社団石鎚会 京都田辺中央病院・京都田辺記念病院・同志社山手病院とする

## IV. 募集内容

### 1. 定員

総定員数：8名

受講コース名	募集定員
栄養（インスリンの調整を含む）・感染コース	2
在宅慢性期領域パッケージ	1
術中麻酔管理領域パッケージ	2
集中治療領域パッケージ	2
救急領域パッケージ	2
選択コース：栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連（PICC）	2

\* 総定員数と受入最大定員について

受入最大定員は、各コースの症例数確保等に応じた上限定員を示しています。そのため、各コースでは最大定員数以内で受け入れ、かつその総数は8名以内になります。

法人内職員：医療法人社団石鎚会、社会福祉法人やすらぎ福祉会に所属する看護職員

法人外職員：上記施設以外に所属する看護職員

### 2. 受講資格

受講時点において次の各号に定める要件をすべて満たしていること

【必須条件】

法人内職員

- 1) 日本国の看護師免許を有すること
- 2) 看護師としての実務経験を3年以上有すること
- 3) 術中麻酔領域は、手術室での実務経験を3年以上有すること
- 4) 当法人にて通算2年以上勤務していること（3月31日現在で2年勤務見込み含む）
- 5) 施設長及び看護部長の推薦を有すること
- 6) 研修修了後、5年間は当法人にて職務を継続する意志を有すること

法人外職員

- 1) 日本国の看護師免許を有すること
- 2) 看護師としての実務経験を5年以上有すること
- 3) 施設長の推薦を有すること

### 3. 応募方法

- 1) 応募期間

令和6年12月16日（月）～令和7年1月17日（金）（消印有効）

2) 受講申請書類

- (1) 看護師特定行為研修受講申請書（様式1）
- (2) 履歴書（様式2）
- (3) 志願理由書（様式3）
- (4) 推薦書（様式4）
- (5) 受講同意書（様式5）
- (6) 既修得科目履修免除申請書（様式6）※修得科目がある場合
- (7) 看護師免許証（写し）※A4 サイズに縮小したもの
- (8) 認定看護師もしくは専門看護師認定証（写し）※A4 サイズに縮小したもの  
※提出された出願書類は返却しない
- (9) 審査料振り込み証明書  
※残高部分は個人情報のため表裏よりマジックで消してください。

3) 審査料：10,000 円（消費税込み）

〈振込先〉

銀行名：京都中央信用金庫

支店名：田辺駅前

預金種別：普通

口座番号：5040181

口座名義人：医療法人社団石錠会京都田辺中央病院 理事長 石丸庸介

※ 振り込みは受講者本人の名義とし、振込手数料は受講者負担とする

4) 書類の提出方法

〒610-0334

京都府京田辺市田辺中央6丁目1番地6

医療法人社団石錠会 法人本部

看護師特定行為研修受講申請係

- ① 封筒に朱書きで「特定行為研修出願書類在中」と明記すること。
- ② 必ず「郵便書留」で送付するか、又は直接持参とする。

TEL：0774-63-1111（代表）

5) 選考方法

- (1) 一次審査：書類審査
- (2) 二次審査：小論文、面接

6) 合格発表

- (1) 一次審査合格発表：令和7年1月31日（金）
- (2) 選考結果は本人宛簡易書留速達にて郵送とし、合格者には二次審査に関する案内を同封いたします。
- (3) 二次審査合格発表に関しては令和7年2月28日（金）に個別に通知予定です。

#### 4.受講費用について

##### 1) 研修受講料

(1) 共通科目研修受講料 300,000 円

##### (2) 区分別科目受講料

	区分別科目	受講料
1	栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	50,000 円
2	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	50,000 円
3	感染に係る薬剤投与関連	50,000 円
4	集中治療領域パッケージ	800,000 円 (6 区分)
5	在宅・慢性期領域パッケージ	700,000 円 (4 区分)
6	術中麻酔管理領域パッケージ	800,000 円 (6 区分)
7	救急領域パッケージ	750,000 円 (5 区分)
8	栄養に係るカテーテル (末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理) 関連 (PICC)	100,000 円 (2 区分)

##### 2) 振込先 審査料と同じ

〈振り込み期限〉令和 7 年 3 月 17 日 (月)

当該日までに振り込みが確認できない場合は合格を取り消すものとする。

一度納めた受講料は原則として返還しない。

##### 3) その他

(1) 区分別科目によっては演習の材料費を別途請求することがある

(2) 研修に係る宿泊および交通費は自己負担とする

(3) 法人内に所属する職員は別途定める規程に準じる

#### 5. 保険加入について

看護師特定行為研修を受講するにあたり、看護職賠償責任保険の加入は必須である。

#### V. 個人情報の取り扱いについて

- ・当法人では「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な取り扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じています。
- ・出願及び受講手続きにあたって提供いただいた個人情報は、受講試験の実施、合格発表、受講手続き、受講後の履修関係等に必要業務においてのみ使用いたします。
- ・本法人が取得した個人情報は、本人の承諾なしに第三者へ開示・提供することはありません。

## VI. 助成金・奨学金について

### 1. 厚生労働省教育に関する助成金制度

一定要件を満たした場合、教育訓練給付制度（特定一般教育訓練）として、教育訓練に要した費用の40%相当額（上限20万円）が給付される制度を利用できます。

詳しくは厚生労働省ホームページを参照してください。

[教育訓練給付制度](#)

[検索](#)



### 2. 日本看護協会奨学金の案内 ※認定看護師対象

日本看護協会は、更なる専門性の発揮を目指し、特定行為研修を受講する認定看護師を支援するための奨学金として、1名あたり上限120万円以内を無利息で貸与されます。詳しくは、日本看護協会ホームページを参照してください。

[日本看護協会 認定看護師教育課程奨学金](#)

[検索](#)



\* 審査・研修に関するお問い合わせ \*

医療法人社団石鎚会 京都田辺中央病院医事課 特定行為研修担当：三浦

TEL：0774-63-1111（代表）

Email：h-miura@sekitetsukai.or.jp